

下関市立大学教員の懲戒の手続に関する規程

平成 23 年 12 月 27 日

規 程 第 2 9 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日規程第 46 号
平成 27 年 9 月 30 日規程第 59 号
平成 30 年 3 月 27 日規程第 5 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 62 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 1 9 年規則第 3 号）、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 1 9 年規則第 4 号）及び公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成 1 9 年規則第 5 号）に基づき、教員（教授、准教授、講師、助教、特任教員、特命教員及び非常勤講師をいう。以下単に「教員」という。）に対する懲戒処分の手続を定めることを目的とする。

(学長による思料)

第 2 条 学長は、教員について、公立大学法人下関市立大学職員就業規則第 7 6 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第 8 1 条に定める懲戒の事由又は公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則第 2 5 条に定める懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）のいずれかが存在するおそれがあると思料する場合には、当該懲戒事由に係る情報を収集するものとする。

(教員懲戒委員会への諮問)

第 3 条 学長は、情報収集の結果に基づき、当該教員に対して懲戒事由があると思料する場合には、理事会構成員を代表して教員懲戒委員会に懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容について諮問する。

2 学長は、前項の規定による諮問を行った場合は、その直後に開催される理事会において、これを報告しなければならない。

(審議及び検討)

第 4 条 教員懲戒委員会は、前条の規定による諮問を受け、当該懲戒事由に係る事案について、公立大学法人下関市立大学教員懲戒委員会規程（令和 2 年規程第 2 8 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる事項に関し、審議及び検討をする。

2 教員懲戒委員会は、必要に応じて、当該事案の調査をするため、事案ごとに調査委員会を設置することができる。

3 調査委員会の委員は、3 名程度とし、教員懲戒委員会の意見を聴き、教職員及び学外の専門家の中から事案に応じてその都度学長が指名する。

4 調査委員会は、必要に応じて、本学の教職員以外の法律家等の補助を求めることができる。

5 調査委員会は、委員長を 1 名選び、当該事案について調査を行い、その調査経過

及び結果を教員懲戒委員会に書面で報告する。

- 6 教員懲戒委員会は、調査委員会を設置したときは、前項の調査委員会の報告を参考にして審議及び検討をする。

(弁明の機会の付与)

第5条 教員懲戒委員会は、当該事案につき審議を行うに際して、対象となる教員に審議対象事案についてあらかじめ告知したのち、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該弁明が口頭によるときは、当該教員は1名の補佐人を付けることができる。

(学長及び理事会への報告)

第6条 教員懲戒委員会は、第3条第1項の規定により諮問された事案の審議経過及び結果について、学長に書面で報告する。

- 2 学長は、前項の規定による報告を受けた場合は、直後に開催される理事会において、これを報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第7条 理事会は、前条の規定による報告を受けたときは、当該事案について懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容を議決する。

(理事長への申出)

第8条 学長は、前条の規定による理事会の議決を踏まえて、理事長に当該教員に対する懲戒処分を申し出る。

- 2 理事長は、前項の申出に基づいて、当該教員に対する懲戒処分を発令する。
- 3 理事長は、前項の発令にあたって、処分理由書を当該教員に交付しなければならない。

(不服申立て)

第9条 当該教員が懲戒処分について不服がある場合には、処分を受けた日から30日以内に書面をもって理事長に申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合には、理事会での議決を経て教員懲戒委員会に再調査を付託するものとする。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第46号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日規程第59号)

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日規程第5号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日規程第 62 号）

この規程は、令和 2 年 7 月 3 1 日から施行する。